

(別紙)

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
第1章 第五次県立病院中期計画の改定に係る基本的な考え方			
第2章 県立3病院の概要、医療を取り巻く状況等			
1	9	「地域から選ばれる病院を目指す」と書かれていたが、患者の気持ちを考えた発言等、言葉遣いも重要な事だと思う。	・御意見として参考にします。
第3章 基本理念と基本方針			
2	18	・総合病院の理念(コンセプト)に、とても素晴らしいものをあげていますので、言葉だけにならないよう、本当に患者に寄り添っていただき、本物の安心・信頼・満足の得られる医療を実現していただきたい。	・御意見として参考にします。
第4章 重点的取組			
1 医療機能の充実			
2 人材の確保・育成、病院力の向上			
3	25	・医療の専門性や小児の特性が求められる中で、成人と小児が混在する診療は精神的な面でどの医師にも負担を与えることになり、安易に時間数のみで働き方改革を評価するものではないと考える。県全体の中で湖南圏域の医療体制を医師確保の視点で大きく捉えることが大切である。	・医師はそれぞれの専門分野において診療をしておりますが、労働時間短縮の取組も重要な取り組みであり、職員間のタスクシフトによる業務分配の見直し等を実施し、医師の負担を軽減するような取組を促進してまいります。
3 病院統合後の総合病院の状況および施設整備計画			
4	28	・小児保健医療センターを総合病院と統合しないでほしい。総合病院の一診療科としての「小児科」になると、これまでの小児保健医療センターの専門性が失われてしまう。	・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。 ・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。 ・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。 ・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。
5	28	・滋賀県全体で小児の専門病院はここしかないのに廃止するのか。	
6	28	・総合病院に統合することは反対。	
7	28	・統合せずにこのままの状態でご継続してください	
8	28	・小児保健医療センターは統合しないでほしい。	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
9	28	・小児保健医療センターは、全国にも海外にも誇れる滋賀県の宝物。これからも充実させてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。</li> <li>・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。</li> <li>・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。</li> <li>・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。</li> </ul>
10	28	・医療を充実することはあれ、廃止・統合など命にかかわるものを縮小することなど絶対あってはならない。県の主体的民主的な政治で県民が少しでも安心して希望のもてる県政へ医療・介護・福祉の充実を。	
11	28	・ダウン症の娘がいるが、小児保健医療センターの療育部を紹介され、同じ悩みを持つ親同士のつながりができ、貴重な経験ができた。心の支えになるのはこの小児保健医療センターしかないなので、なくさないで。	
12	28	・子どものころ骨折したが、リハビリを受け、すっかり元通りになった。安心して行ける病院が近くにあった。子どもを守って。	
13	28	・小児医療センターは県民の命の砦。なくさないで。	
14	28	・なによりも人命を守ることを優先すべきである。誰もが安心して暮らせる社会のため、子どもの命と健康を守るため、県立小児保健医療センターをなくさないで。	
15	28	・総合病院との統合に反対。人が生きていく為に病院は絶対に必要であり、将来を引き継いでくれる小児には絶対欠かせない。	
16	28	・知事は「こども、こども、こども」と言うが、大切な「小児保健医療センター」をなくさないで。総合病院に統合することは反対。	
17	28	・統合に反対。医療的ケア児が増える中で行き場を失ってしまう状況は県にとって大きな損失である。子供にとっても、親にとっても命の砦である。子供たちの大切な命を守っていただきたい。	
18	28	・小児保健医療センターは、当事者・家族ともに本当に大切な施設。本人と家族の負担軽減、幸せのため、充実した施設として残して、より良い医療施設となることを切に願う。	
19	28	・小児保健医療センターを今のままに残して。地方自治の役割は、「住民の福祉」ではないか。子どもたちが元気に楽しくくらし、いける滋賀県であってほしい。私たちは住民税をおさめて、県に政治を委ねている。私は、子どもたちを大切に一番に考えられる滋賀県を求めます。	
20	28	設立時と比べて、子どもたちの状況はもっと多様化・重度化しているのに、現在より弱体化させる計画は断じて許せない。患者・家族、県民の願いに応えて、「第5次滋賀県立病院中期計画」を撤回するよう求める。	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
21	28	総合病院との統合に反対する。小児医療では、医療の専門性だけではなく、心に寄り添えるスタッフと、施設の配慮が必要なため、独立した「小児病院」であることが重要。障害のある子どもたちへ必要な施設を整備する事こそ、県費の有効な投資と考える。2018年度に策定した当初の小児保健医療センター基本計画案に戻し、独立したままで存続されたい。	・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。 ・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。
22	28	小児医療には、特別の配慮を要する独自の課題があると思うのになぜ統合しようとするのか。統合することで小児医療の大事にすべき点がおろそかになる。それは、すべて当事者である子どもと家族に負担としてのしかかる。	・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。 ・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。
23	28	総合病院との統合に反対する。小児医療は特別の配慮を要するのになぜ統合しようとするのか。統合することで、小児医療の大事にすべき点がおろそかになると思う。全て当事者である子どもと家族に負担としてのしかかる。	
24	28	・未来を担う子どもたちのための病院をへらす、なくすとはどういうことか。計画の全面見直しを。	
25	28	・小児保健医療センターを県立総合病院と統合しようとする計画には反対する。私の息子は整肢園に通院した経験もある。知人のお子さんも小児医療センターに通い、入院していた。県内で1つしかない小児専門病院をなくさないで、むしろ増やして。	
26	28	・小児保健医療センターは子どもたちの病院として大切。県立総合病院との統合は反対。	
27	28	・小児保健医療センターと総合病院の統合に反対。障害のある子どもにとって命の砦である。	
28	28	・滋賀はびわこ学園や大津方式など全国的にも先進的な歴史ある県であった。これからも子ども達を大切に、人にやさしい滋賀であってほしい。小児保健医療センターは総合病院に統合するのではなく、もっと充実させて。	
29	28	・小児保健医療センターは子どもの心と体に寄り添うために必要。	
30	28	・子どもの権利を守るためには、総合病院の小児科ではなく、小児専門の小児保健医療センターが滋賀県には必要。子供の思いを大切にしながら関わることが必要で、小児を専門に関われる看護師でないと困難。全国的にも先進的な小児医療を滋賀県からなくさないで。	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
31	28	・大津市の施設で働いていたが、小児保健医療センターでの訪問保育をした際、一人ひとりを大切にしていると感じた。それなのに2025年1月には廃止する計画があることを知り、いきどおりを感じる。総合病院に統合されることに反対。県の小児科医療をさらに高めてほしい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。</li> <li>・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。</li> <li>・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。</li> <li>・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。</li> </ul>
32	28	障害のある子どもにとって小児保健医療センターは命の砦。センターとしての役割を発展、充実が必要。総合病院の一部では、築き上げてきた成果が生かされず、障害のある子どもや親の安心、安全そして期待に応えられないと思う。県立小児保健医療センターの一層の充実・発展を切に願う。	
33	28	30年くらい前に子どもが小児保健医療センターにお世話になった。子どもにとってなくてはならない病院だと思った。絶対に無くさないでほしい。	
34	28	小児は自分で症状の説明もできないため専門性が問われ、メンタル的な対応も求められるので、絶対に統合すべきではない。障害を持っている子ども達の行き場がますます狭められる。	
35	28	・少子高齢化の進む中、支援や医療を必要とする子どもに対して重要な施設をなくしたり、削減したりすることは、一人ひとりの子どもの未来に影響を与えかねない。社会的に弱い立場、支援を必要としている人に対して安心して子育てができる計画の実施を要望する。	
36	28	・県立で唯一の子どもの為の病院を無くさないで。そのような事になれば、ますます子どもを育てることが難しくなる。方針を決める際は、県民の意見を広く正しく聞く耳を持ってほしい。	
37	28	・彦根から小児保健医療センターにお世話になった。ぜひ存続してほしい。	
38	28	・なぜ小児保健医療センターをなくそうとするのか。子ども病院として、障害をもった子どもたち、保護者の方々のよりどころとして、今まで救われてきたと思う。	
39	28	・小児保健医療センターが出来た時、子ども達の病院として様々な工夫がされ、感動して見守ったことを思い出す。県立養護学校が併設されたことも、さすが福祉の県だと思った。そんな病院がなくなることを黙ってはられない。総合病院に統合することは反対。	
40	28	・少子化の今、ひとりひとりの子どもを大切に大事に育てる義務が私たち大人にある。小児保健医療センターを現状維持で残されることを切に希望する。	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
41	28	・障がいのある子どもたちにとって小児保健医療センターは命の砦です。小児保健医療センターのままで存続して下さい。小児医療の重要性はますます高まっています。より広い県民の声を聞いて下さい。	・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。
42	28	・全国に誇る子ども専門の病院、障害をもった子どもたちの命の砦である小児保健医療センターをなくさないで下さい。	・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。
43	28	・乳幼児期間の環境悪化が著しい今日、平気で統合するなど考えられません。未来社会に向けてすくすく育つ幼児が不安なく心配なく専門医にかかれる子ども病院はなくさず、充実こそ求めます。	・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。
44	28	・小児保健医療センターは子ども期の特質にあわせた病院として開設され、一層その役割は大きくなっています。統合でなく独立を維持し病床数の実情に応じた運営、研究の発展を求めます。	・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。
45	28	・統合計画を取りやめてください。現在でも病床は満足いくものではなく、統合により利用者のニーズに沿う施設でなくなるように思われます。現在の利用者の声をしっかり聞き取り、県として、県民の命・くらしを守る仕事を全うすべきです。	
46	28	・小児保健医療センターと総合病院の統合・病床削減はやめてください。障がいのある子どもたちや医療ケアが必要な子どもたちが安心して入院できる場所を無くさないでください。病床の削減ではなく、医師・看護師の確保に力を入れるべき。	
47	28	・小児保健医療センターは統合せずに現状のまま存続してください。知事は「こども こども こども」というなら、小児保健医療センターの存続・充実のためにお金を使ってください。	
48	28	・コロナ禍で病院の病床が足りず医療崩壊寸前でした。同じようなことが起こる前に、医療の充実をはかるべきです。小児保健医療センターを統合するのではなく、そのまま充実させることこそ大事です。	
49	28	・小児保健医療センターという滋賀の財産を消してしまわないでください。最低現状が維持され、改築するなら、それ以上のものになるよう、強く要望します。	
50	28	・病気のある子どもたちの頼れる病院をなくさないでほしいです。少子化の進む中、県民が安心して子供を産み、育てられる環境を整えてほしいです。	
51	28	・県立小児保健医療センターの統廃合に反対します。子どもをつくり、子育てをする立場として安心のできる施設である。	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
52	28	・小児保健医療センターは、県内の障害や難病をもつたくさんのお子もたちの命を守り子どもたちやその家族を支える大切な病院です。私の子どもも長期間通院し、安心して医療を受けることができました。すべての子どもたちが、それぞれの命を輝かせる滋賀県であってください。そのためにも、小児保健医療センターをなくさないでください。	・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。 ・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。
53	28	・計画に反対します。小児保健医療センターは現状のまま存続して下さい。	・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。 ・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。
54	28	・小児保健医療センターの統合に反対します。子供の数は減少していますが高度な小児医療はこれからも必要とおもいます。知事が標榜する健康しがを目指すというなら安易な医療機関の統廃合はやめるべきと考えます。県民への説明が足りていないと思います。	
55	28	・県立病院は県立のままで存続させ、県立小児医療保健センターは小児医療の専門性の機能が確保される公立病院として存続させ、現状の病床の確保でさらなる充実した機能を保った病院への拡充を望みます。	
56	28	・小児保健医療センターをなくさないでください。子どもたちの医療を充実させてください。	
57	28	・小児保健医療センターでの専門医の的確な診断と手術がなくなれば、私の孫の今はなかったかもしれません。滋賀県立小児保健医療センターという子ども専門医療機関は、子どもと親にとってなくてはならない希望の存在です。絶対に併合などしないで、子ども専門医療機関として存続してください。	
58	28	・滋賀県唯一の、子ども病院をなくさないでください。	
59	28	・長年、障害児施設に勤務してきた者です。医療的ケアを要する子どもたちが多くなってきています。子ども・家族にとって小児保健医療センターは医療だけでなく暮らしの大きな支えです。子ども・子育て優先を掲げる県の方針に沿って、総合病院との統合でなく、独立した子ども病院として、病床を減らすことなく、その専門性を一層高めていただきたいと願います。	
60	28	・小児保健医療センターをなくさないで下さい。このセンターは滋賀の子ども達の病気やケガから守る防波堤です。今でも病床は足りないと聞いています。吸収合併して病床削減、病院機能を低下させるのではなく、センターはそのまま独立を維持し、病床は100床のままでやって下さい。	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
61	28	・家族が通院した結果、現在では問題なく元気に過ごしている。利用者は少数かもしれませんが、専門に治療してもらえる所は他にありません。大事な子供を守るため、是非残して下さい。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。</li> <li>・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。</li> <li>・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。</li> <li>・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。</li> </ul>
62	28	・小児医療には、成人医療と比べて、特別の配慮を要する独自の課題があると思います。小児医療の大事にすべき点がおろそかになると思います。私の家族も小さいころに小児保健医療センターにお世話になった。小児保健医療センターを必要としている子どもたちやその家族のためにも存続してください。	
63	28	・小児医療は非常に繊細で特殊性がある分野です。看護師や他の医療スタッフの育成など一朝一夕ではできず、医療機器も子ども達が恐怖や威圧感をうけにくい工夫がされているなど、施設においても他に代替の効くものではありません。未来の滋賀や日本を担っていく子どもやその親が安心して暮らしていけるよう病院の存続を強く願います。	
64	28	・ただでさえ少ない県内の小児病棟を減らしてしまえば滋賀県の未来を担う人達を救う機会をうばってしまうのと同じことだと思います。未来ある滋賀県であるために小児保健医療センターの存続と病床数の維持を求めます。	
65	28	・小保はそのままの形をお願いします	
66	28	・県立唯一の子ども病院はなくさないで下さい。いくつもの障がいをもって生まれた私の家族が今日あるのはこの病院のお陰と本当に感謝しています。総合病院で重度の子どもの治療をすることは子供も保護者も耐えられません。絶対に残して下さいをお願いします。	
67	28	・県下唯一の小児医療センターの廃止、統合など命にかかわるものを縮小することなど絶対反対。憲法25条では生存権がうたわれている。廃止・統合はやめて、安心して治療・療養のできる小児医療センターの継続によって、何とか障害児の命が救われている親の切実な願いをどうか聞き入れていただきたい。	
68	28	・診療科として小児科としてしまうのではなく、小児保健医療センターとして守ってください。	
69	28	・障害がある子どもにとって小児保健医療センターは必要です。病床を減らす、総合病院に統合することは反対です。スタッフの専門性を始め施設整備でも配慮が必要です。総合病院の小児科ではなく独立した小児病院であることが重要であると思います。	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
70	28	・そもそも医療や社会保障に収益を求めること自体が間違っている。病状の軽重なく医療が提供されるためにも、税金を有効に使ってほしい。小児保健医療センターや隣接する養護学校は社会福祉の先進県であった滋賀の誇りです。	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。</li> <li>・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。</li> <li>・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。</li> <li>・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。</li> </ul>
71	28	・小児医療センターによってたくさんの子供達がそしてその家族も救われました。小児保健医療センターは滋賀県の財産です。このままの状態を残して下さい。	
72	28	・小児保健医療センターで家族が入退院や通院でお世話になり、安心して治療をしてもらって成長し、35年経った今もありがたく思っています。小児保健医療センターはなくてはならぬ病院です。小児保健医療センターしか見てもらえぬ子供達が待っている事をわかって下さい。	
73	28	・小児保健医療センターが縮小されるだけで命を切られる人達が沢山いるのです。どうかその人達を守って下さい。よろしくをお願いします。	
74	28	・子ども主体の病院には、治療の視点のみならず未来を抱く夢からの育ちの視点がその効果に大きく影響します。子ども病院の存続と機能の維持を強く求めます。	
75	28	・滋賀県の未来の宝である子どもたち。その子供たちを守るために、守山小保は基本計画のまま存在させてください。	
76	28	・放課後デイサービスの職員ですが、現在利用している子どもの中にも、小児保健医療センターに通われている方がいます。規模が縮小されることの影響が気になります。遠方でも通う人のために小児医療の充実をお願いします。	
77	28	・小児保健医療センターを今のまま存続して。総合病院も含めて縮小するのはやめて。重症患者の命の砦となる病院を守っていくのは、県の役割だと思う。本当に困っている人のためにお金を使ってほしい。	
78	28	・規模縮小や総合病院と統合しないで。子どもに特化した病院があることは県の財産。病院経営で黒字ではないからなくすのはおかしい。今のままの小児保健医療センターを存続させてほしい。	
79	28	・病院が統合され、小児ベッドが病院の一部門と言うことになれば、赤字を理由に簡単に縮小される恐れがある。むしろ不採算だからこそ、県立の小児専門の病院を残す必要があると考える。	



番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
80	28	<p>・医師不足や医師の働き方改革、県立病院の赤字解消のために県立病院の統合、病床削減を図るのは原因と対策を取り違えている。計画の根本的な組み替えを求める。</p>	<p>・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。</p> <p>・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。</p>
81	28	<p>・子どもの命を粗末に扱わないでほしい。改定素案には反対。</p>	<p>・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。</p>
82	28	<p>・30年に及ぶ「コストカット」型政治が横行し、子供が育たない、子供が生まれない、若者が結婚出来ない、将来に希望がもてない世の中になっている。県立病院中期計画は、「コストカット」であり、県民にとっては、百害あって一利なし。県民のいのちくらしを守るため「コストカット」の中止を心から望む。</p>	<p>・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。</p>
83	28	<p>・小児医療を後退させることは、国の子育政策に反するのではないか。多くの県では子ども病院を保有している。小児医療を縮小するのではなく未来を背負う子ども政策を強化してほしい。</p>	<p>・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。</p> <p>・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。</p> <p>・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。</p> <p>・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。</p> <p>・小児患者に対する医療機能の充実・強化に取り組みますので、国の子育て政策と方向性は一致していると考えています。</p>

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
84	28	<p>・小児に特化した病院を無くさないで下さい。          どんな子も安心して医療が受けられるように、成人の病院と統合せずに、その専門性を大事にした今の医療を継続し充実させてください。レスパイトも必要な家庭が利用出来るように充実させて下さい。</p>	<p>・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。          ・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。          ・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。          ・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。</p>
85	28	<p>・県立のこども病院が滋賀にあるのを誇りに思っています。小児保健医療センター発足当時に在任していた先生が、すべての命が輝いてもらう、治らなくても軽くすることができる、そう考えたら滋賀にいたという話をされていた。県立唯一の子ども病院、是非とも存続をお願いします。その先生はレスパイトの大切さを何度も語っておられました。</p>	<p>・現在のレスパイト需要に対しては、病床の状況や患者の状態に応じて、医師が入院の判断をしており、新型コロナウイルス感染症拡大時には受入れできない状況が生じていましたが、医療型短期入所(レスパイト)として位置付けることにより、5～8床程度の病床を確保できるよう検討しています。</p>
86	28	<p>・救急外来での小児救急専門医の対応、夜間・休日の検査・調剤に対応も期待しています。          重度障害児等の成人後、生活習慣病等に罹患した場合だけでなく、日常生活を送る上でのリハビリ機能の充実も望みます。          施設設備面だけでなく、病棟看護師さんに余裕がないと感じますので、スタッフ面でも強化、充実を望みます。</p>	<p>・統合効果によって診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。</p>
87	28	<p>・滋賀県は「健康しが」をキャッチフレーズにされ、知事の言葉でも子供たちの未来を大切に考えてくださっている。けれども「健康」な「子ども」ばかりではない。不幸にも生まれた時から皆と同様には過ごせない子ども達もやはり同じように手厚く大切に助けてあげてほしい。署名運動の中で、歯科も併設してほしかった、医師が常駐ではないので転院させられなかった、外科的治療は県外に通院している、養護学校まで長時間かけて通っている等、現存施設の拡充を願う声ばかりで縮小の声はなかった。一度縮小してしまうと回復するのは困難だと推察する。「子ども病院」が充実していることが滋賀の誇りである。どうか今より後退することの無いよう、更なる充実をよろしく願います。</p>	<p>・歯科については、口腔衛生センターで実施されている障害者歯科治療を統合後の総合病院へ機能移転することについて検討を行うこととしております。          ・そのほか、統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。</p>

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
88	28	・絶対に独立した小児保健医療センターを残してほしい。障害がある子どもの親は、他の患者からの視線におびえているので、小児保健医療センターを廃止して小児科にするのはやめてほしい。地域のかかりつけ医では、困難な子を診ることはできない。不採算医療だからこそ、公的に保障してほしい。責任を放棄しないでほしい。	・統合後も総合病院内に小児専用の病棟を設置します。 ・また、小児新棟ができるまでは現在の小児保健医療センターの建物で外来を続け、小児新棟においても、現在と同様に小児専門の外来を設ける予定です。
89	28	・小児保健医療センターは、あえて独立した小児専門の病院として発足した経緯がある。その設立の理念を生かし、今後も独立した小児保健医療センターとして、当初の計画通り小児保健医療センターとして建てかえられたい。	
90	28	・総合病院との統合に反対する。小児医療は医療の専門性だけでなく、施設整備でも配慮が必要なため、独立した「小児病院」が絶対必要。	
91	28	・総合病院と小児医療の統合に反対する。障害を持つ子供たちにとって、体は大人でも精神は小児のまま、処置を行うにも特殊性があり手がかかり、一般の患者さんと同じようにはできない。医療の現場に働く者として、独立した「小児病院」であることが重要。	
92	28	・総合病院との統合に反対。せっかくあるとても大事な県内唯一の子ども病院を、総合病院に統合して、病床も大きく減らしてしまうことは納得できない。小児医療は独自の課題があるので、当事者の声を聞いてほしい。独立したままで存続させて、より充実させることが必要。	
93	28	・県立唯一の子ども病院の存続と充実を強く願っています。一般病棟(院)に併設された場合、混雑した待合室で往来するハンデのある子どもや、不安や心配をかかえた家族の方、支援者がどんな気持ちで過ごされているのだろうかと思像することは、障がい福祉制度のこれまでの方向に水を差すことになると思います。県の如何なる財政事情があろうとも、「本改定素案」のみなおしを強くお願いします。	
94	28	・医療的ケア児が増えている中での病床削減は子どもの命に直結するので、小児保健医療センターは、100床のままで継続してください。	・1日当たりの入院患者数は近年減少傾向にあり、5年ほど前までは70人程度でしたが、今年度は50人を下回っています。 ・今後も少子化の進展や小児予防医療の進歩、県外患者の減少などにより入院患者の減少が見込まれ、今後の1日当たりの入院患者数は58人程度で推移すると見込んでいます。 ・また現在の患者数には一般病棟や重症者のための病棟に入院する方が適切な患者も含まれていることなどからも72床は適正な病床数と考えています。 ・なお万が一、72床を上回る小児患者が入院する事態が生じた場合は、一般病棟を活用し、必要な体制を確保します。

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
95	28	・こどもにとって大切な病院なので、100床のままで。	<p>・1日当たりの入院患者数は近年減少傾向にあり、5年ほど前までは70人程度でしたが、今年度は50人を下回っています。</p> <p>・今後も少子化の進展や小児予防医療の進歩、県外患者の減少などにより入院患者の減少が見込まれ、今後の1日当たりの入院患者数は58人程度で推移すると見込んでいます。</p> <p>・また現在の患者数には一般病棟や重症者のための病棟に入院する方が適切な患者も含まれていることなどからも72床は適正な病床数と考えています。</p> <p>・なお万が一、72床を上回る小児患者が入院する事態が生じた場合は、一般病棟を活用し、必要な体制を確保します。</p>
96	28	・県立唯一の小児病院の病床を減らす事は障害のある子どもたちにとって死活問題だと思う。統合計画に反対する。	
97	28	・高度急性期病院で働いているが、県内のベッドが足りているとは全然思えない。人口も滋賀県は老若男女とも増えている。急性期の治療を終えても家にすぐ帰れる訳ではなく、療養病床も老健も特別養護老人ホームも何もかも足りていない。	
98	28	・今でもベッドは足りていない等の当事者や家族の声をもっと聞いて。	
99	28	・現在、病床が空いているからそれを縮小するという考えには反対。空きがあるからこそ、いざという時、そこを利用できる。今までのように続けてほしい。	
100	28	・併合でベッド削減するのを止めてほしい。病院などの公的機関は県で予算を組んで続けてほしい。	
101	28	・県立唯一の子ども病院をなくさないでください。入院ベッドの数を減らさないでください。	
102	28	・県立唯一の子ども病院をなくさないでください。入院ベットを減らさないでください。	
103	28	・小児専門の小児保健医療センターを無くすことに賛成できません。いつ急変するかわからない病気のお子さんや難病慢性病のお子さんご家族が頼りにしておられる小児専門の病院を無くさないであげてほしいです。ベッド数も大幅に減らすとの事で親御さん達は緊急時に入院出来ない可能性が高くなることに大変な不安を持たれていると思います。命にかかわるところ、とりわけ子供の命にかかわるところからお金を削減するのはやめるべき。	
104	28	・小児医療の分野は政策医療の分野に該当すると思います。必要な小児医療を保障するために、予算の不足分を県民から集めた税金で対応することは当然です。小児保健医療センターは、100床のままで。総合病院に統合することは反対です。	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
105	28	<p>・これまでの小児保健医療センターのあり方、計画との整合性に疑問があります。病床削減の根拠が納得できません。子ども専門病院としてのハード面はスタッフ配置など、総合病院の小児病棟では困難なことも多い。小児看護の特殊性があり、保育士など専門スタッフが必要です。レスパイト入院も、子どもの成長を支える家族のために必要です。もう少し当事者や現場の意見を聴くべきです。</p>	<p>・1日当たりの入院患者数は近年減少傾向にあり、5年ほど前までは70人程度でしたが、今年度は50人を下回っています。</p> <p>・今後も少子化の進展や小児予防医療の進歩、県外患者の減少などにより入院患者の減少が見込まれ、今後の1日当たりの入院患者数は58人程度で推移すると見込んでいます。</p> <p>・また現在の患者数には一般病棟や重症者のための病棟に入院する方が適切な患者も含まれていることなどからも72床は適正な病床数と考えています。</p>
106	28	<p>・県立小児保健医療センターを県立総合病院に統合させることに反対です。病床の削減等により、特別な配慮が不十分になったり、介護する家族等の休息を保障するためのレスパイト入院などができなくなったりします。第五次改定素案に反対します。</p>	<p>・なお万が一、72床を上回る小児患者が入院する事態が生じた場合は、一般病棟を活用し、必要な体制を確保します。</p> <p>・現在のレスパイト需要に対しては、病床の状況や患者の状態に応じて、医師が入院の判断をされており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には受け入れできない状況が生じていましたが、医療型短期入所(レスパイト)として位置付けることにより、5～8床程度の病床を確保できるよう検討しています。</p>
107	28	<p>・小児保健医療センターは小児特有のまれな疾患の診療や、発達途中の小児の保育や教育等、成人の病棟で代替できない。また急な悪化時の対応や急なレスパイトも、重い疾患や障害を持つ子供が在宅生活を続けるためになくはならず、空床を確保しておく必要がある。病院統合が小児医療の削減につながらないことを願う。</p>	
108	28	<p>・統合して病床数を削減することは、医師・看護師の削減であり、病院機能の縮小につながる。不採算医療を支えるのが公立病院の役割。改定素案は白紙に戻すべき。</p>	<p>・医師や看護師の配置は、これまでから患者数に応じて必要な人数を配置しており、病床数を削減した場合であっても、患者数に応じた配置を継続していく予定です。</p> <p>・総合病院と統合することによって小児保健医療センターの機能を充実・強化し、子どもから大人まで安心・信頼・満足の得られる高度専門医療の提供を推進します。</p>
109	28	<p>・小児医療は一般医療と異なり専門医療である。そうした小児医療の独立性に対する位置付けが不明確で、病床数の削減も現状に見合っておらず反対。独立した施設の確保を求める。</p> <p>・限られた財政の中、小児医療という子ども分野への資金投入は、県民の賛意が広く得られる課題だと思う。</p>	<p>・統合後も総合病院内に小児専用の病棟や小児専門の外来を設ける予定です。</p> <p>・病床数については、過去や現在、将来における入院患者数の見込みから適正な病床数を確保しています。</p>
110	28	<p>・統合せずに更なる拡充を継続すべき。そのほうが子育てしやすい県になる。</p>	<p>・単独の病院として小児医療の拡充を続けていくことは、人員を含む医療資源の確保の面から現実的には困難であることから、病院統合を通じて限りある医療資源を最大限有効に活用して、必要な医療を持続的に提供できる体制を整備してまいります。</p>
111	28	<p>・子どもは国の宝。親にしてみれば自分の命よりも大事な宝物。県立小児保健医療センターは子どもの「命づな」。今でもベッドは足りていないのに統合計画を推進するのはなぜか。病気の子どもを抱え頑張っておられる親の身になって小児保健医療センターのままで存続してほしい。</p>	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
112	28	・「第5次滋賀県立病院中期計画」を撤回し、小児保健医療センターは存続させ、病床は減らさず、総合病院、小児保健医療センター、それぞれで医療・福祉機能を充実発展させてほしい。小児保健医療センターは滋賀県の誇るべき「子ども専門病院」で、多くの難病児、障害児者の文字通り命の砦、そして家族の支えである。『子ども・子ども・子ども』や『安全・安心の社会基盤と健康づくり』との言葉と、この計画は全く相反するもの。	・単独の病院として小児医療の拡充を続けていくことは、人員を含む医療資源の確保の面から現実的には困難であることから、病院統合を通じて限りある医療資源を最大限有効に活用して、必要な医療を持続的に提供できる体制を整備してまいります。
113	28	・子供の医療はより大切にされるべき。統合する必要はないと思う。医療制度の充実など県予算の増額を求める。	
114	28	・小児保健医療センターの統合(廃止)・病床削減計画に反対します。「効率化をはかる」とされていますが、なぜ子どものいのち・健康を守ることに効率化が必要なのでしょう。他の医療機関では対応が難しい重度の障害児や難病等を受け入れる病院をなくすべきではない。	
115	28	・看護職として働いてきたが、ハード、ソフト面双方の「余力」がよい医療の実践のためには必要と考える。コロナで一番しんどい思いをしてきた子供たちへのリスペクトもない。次世代を託す彼らに、今だからこそやさしい未来を残してはどうか。彼らがもっと大切にされるためにも医療の現場でも税金を使ってほしい。また、医療従事者も現行のままの方が「余力」でもって、いい仕事ができるはず。統合しても医療サービスはかわらないと言うが、医療現場で働いてきた者にとっては異論がある。小児保健医療センターの存続を切に希望する。	・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。 ・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。 ・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。 ・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。 ・医療従事者が余力をもって働けるように、必要な人員の確保や職員間のタスクシフトによる業務分配の見直し等を実施し、医療従事者の負担を軽減するような取組を促進してまいります。
116	28	・病床削減により、看護師の配置が減らされるのが不安。	・看護師の配置は患者数に応じて必要な人数を配置することとしております。
117	28	・総合病院への移転が段階的であることは、コストがかかることや、入院中の子ども達の負担になるのではないかと心配。	・総合病院に病棟を集約することは、医療機能の高度化と医療資源の最適化の両面で効果があるため、なるべく早く実現すべきことと考えています。 なお、病棟の移転にあたっては、入院患者の療養環境等に影響がないように十分な対応を行います。

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
118	28	・小児病棟の移転により、外来と入院を両方診療する医師等の診療時間等に影響があるのではないかと。	・小児病棟の移転によって診療に影響が生じないよう、運用等について十分な対応を行ってまいります。
119	28	・外来と入院が分かれる期間は、外来受診して入院になった場合の移動はどうするのか。	・小児病棟の移転後においても、利用者の安全と利便性の確保について十分な対応を行ってまいります。
120	28	・入院病棟だけ総合病院になるのは不便。天気が悪い日や夜間の緊急時対応等も含めてどうするのか。	
121	28	・小児の外来と入院で病棟が違うが、病棟間は天候に左右されず、行き来し易い形となっているのか。	
122	28	・入院病棟と外来棟を分ける事に反対。雨の日などに受診し、入院棟に移動となったら、再び乗せて入院棟で下ろすことになる。診察も入院も同じ棟で願います。	
123	28	・小児の外来と病棟を別にすることに反対。呼吸もままならない体調のときに、外を歩いて距離のある病棟に連れて行くなんて怖い。重度の子のことが軽く考えられている気がする。	
124	28	・外来棟と入院病棟とが近接していることが、手続きや移動、運搬の上で必要との意見があるが、どう考えるか。	
125	28	・外来診療を現状のままで、入院病棟だけを先に移転させることに反対。	・病棟を集約することは医療機能の高度化と医療資源の最適化の両面で効果があることから、できるだけ早く実施したいと考えています。 ・小児病棟の移転にあたっては、利用者の安全と利便性の確保について、十分な対応を行います。
126	28	・小児病棟が移転後、小児新棟ができるまで休棟51床が意味するところは何か。	・統合後の総合病院に必要な病床数は560床が適正な規模と考えていますが、小児病棟を移転した場合、現総合病院の建物だけでは、一時的に560床の病床を確保できなくなるため、小児新棟が供用開始されるまでの間は、現小児保健医療センターの建物の病床を休棟という形で確保するものです。
127	28	・急性期病棟と慢性期病棟が別の棟になるのは移動の効率が悪いのではないかと。重度の慢性的な疾患の子達は急変する事もよくあるし同じ階の東西等に配置する方が効率的。	・患者の状態に応じて入院病棟を判断しており、急変リスクの高い場合は急性期病棟に入院いただくなど、頻繁に病棟間で移動する必要がないよう十分な対応を行ってまいります。
128	28	・急性期病棟と慢性期病棟とを離れた計画にしているが、子どもたちが友好的に関わり合って、精神的な面で豊かに過ごせることに配慮するという点から、どのように考えるか。	・現在の小児保健医療センターでも病棟間の患者の交流は行っており、それぞれの病棟内で過ごしていただくことを基本としております。 ・病棟の中で精神面で豊かな気持ちで過ごせるような工夫を行います。

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
129	29	・病床数が減らされると、レスパイト時に断られる可能性が懸念される。レスパイト受入れ数を増やすくらいの方がほしい。	・現在のレスパイト需要に対しては、病床の状況や患者の状態に応じて、医師が入院の判断をしており、新型コロナウイルス感染症の感染拡大時には受入れできない状況が生じていましたが、医療型短期入所(レスパイト)として位置付けることにより、5～8床程度の病床を確保できるよう検討しています。
130	29	・レスパイトについて、少なくとも現状のレベルが維持されることを求めるが、具体性が不明確。	
131	29	・小児保健医療センターの廃止、県立総合病院への統合に反対する。私は内科医で訪問診療も行っているが、ある小児患者は、食道閉鎖のため腸にチューブが入っており、寝たきりでも右手を活発に動かしチューブを抜いてしまうことがあるため目が離せない。また、頻繁に痰の吸引が必要で、家族は一日中目が離せない状態である。小児保健医療センターへは体調悪化時に入院する他、家族が介護の負担から短期間離れるためレスパイト入院も受け入れてもらっているが、このように介護に極めて手のかかる患者はを受け入れてくれる病院は限られる。	
132	29	・年に数回小児保健医療センターをのレスパイトを利用しています。病床が減りレスパイト枠がなくなると困ります。レスパイト制度の継続をお願いしたいです。	
133	29	・小保のレスパイトを利用できなくなると困ります。	
134	29	・県立で唯一の子ども病院を無くさないでください。家族が休息するためのレスパイト入院は家族・患者のためにも大切なことであり、病床が減ればレスパイトは難しくなります。知事は「子ども、子ども、子ども」という政策を打ち出されており、一番弱い立場に立たされている子どもたちに寄り添うことこそが、すべての子どもの幸せにつながるのではないのでしょうか。命を救う県立小児医療センターをこのまま残し、さらなる充実を進めてください。	
135	29	・人口呼吸器をつけて自宅で生活をされている医療的ケアの必要な方を24時間見ておられるのが、ほとんどの方がお母さんです。本人の体調が悪くなったとき、家族の休息でのレスパイト入院があるから、見ていられる。大津市でもレスパイト入院をかわりに引き受ける病院も施設もないに等しいです。子どもの、特に大変な障がいがある方の命の砦をなくさないでください。	



番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
136	29	・レスパイトを7～8床しか確保しないのはショック。県の責任を市町に丸投げしている気がする。	・在宅医療を支えるためには、病院等によるレスパイトの支援が必要と考えています。 ・一つの病院だけで県内のレスパイト需要に対応することは現実的に困難であることから、県内の各地域で実施できる体制が整備されるよう、医療機関や施設への指導や研修を行っていくこととしております。
137	29	・レスパイトがないと医療的ケアの必要な子供たちも両親は支えられない。	
138	29	・福祉サービスとの連携を期待しています。今まで医療を受けるだけだった病院で福祉サービス(医療型短期入所)が受けられるようになるのととても助かります。	
139	29	・特に小児の耳鼻科や眼科の治療は、大人の病院では行えない。小児センターを残してほしい。	・統合後の総合病院においても、小児診療科の外来診察室は成人診療科と別に設置し、「小児耳鼻いんこう科」「小児眼科」などを設ける予定です。
140	29	・医療体制が今でも足りないのに、合併すればさらに足りなくなるので、合併反対。眼科の予約が4ヶ月先まで全ていっぱい、今でも眼科の枠は足りていないのに、総合病院と合併すれば枠はさらに狭まり、子どもたちが一生治らない病気を背負ったまま生きることになる。	・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。 ・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。 ・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護にあたるため、これまでの専門性は維持します。 ・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。 ・眼科の外来は、成人診療科とは別に小児眼科を設置する予定です。
141	29	・ベッド数が不足した場合、総合病院のベッドで代替するとの説明を受けたが、その場合、子どもが一人で大人に囲まれて入院生活を送ることに対する精神面の負担に対してどのように考えるか。	・万が一、72床を上回る小児患者が入院する事態が生じた場合は、一般病棟を活用し、必要な体制を確保します。 ・なお、一般病棟を活用する場合であっても、患者の年齢や状態に応じた病棟運営を検討します。
142	29	・入院を希望してもできない場合は、どのような対応をするのか。統合のしわ寄せは利用者に来るので、統合には反対です。未来社会を担う子供を大切にしない国や地方自治体に未来はない。	・患者の状態に応じて、医師が入院の判断をしています。 ・また、現在のレスパイト需要に対しては、医療型短期入所(レスパイト)として位置付けることにより、5～8床程度の病床を確保できるよう検討しています。
143	30	・病院の出入り口の状況はどうなっているのか。出来れば屋根の範囲を多くとってもらい、福祉車両から車椅子をスムーズに乗り降りできる様をお願いする。	・小児新棟の玄関は、雨の日でも乗り降りしやすいよう大きなひさしを設置します。 ・また、屋根付きの障害者用駐車場も設置する予定です。

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
144	30	・現在の小児保健医療センターからの建て替え、移転の間の、駐車場から病棟までのアクセスが良好なようにしてほしい。小児医療センター所属の職員の方が総合病院所属になったときに、不利益が生じないように配慮してほしい。	・移転後の小児病棟については、現在の総合病院の駐車場のご利用を想定しています。なお、雨天時のアクセスに支障がないように屋根付きの障害者用駐車場やひさしの設置等による対応を検討します。
145	30	・現在の小児保健医療センターでは、建物横の出入り口直近の場所に車いすスペースの駐車場所が数台分確保され、それが利用者にもルールとして守られているが、総合病院の駐車場の場合、地面の表示だけで車いすスペースが確保されるかどうか、疑問を感じている。こうした点について、どのように考えているか。	・障害者用駐車場に車を停める必要がある方が駐車できるよう、駐車区画の表示や警備員による案内等によりルールを周知してまいります。
146	30	・小児保健医療センターは、統合せずにそのまま充実を。基本計画案(地下1階、地上4階)のままの存続を、希望する。	<p>・基本計画(平成30年(2018年)3月)では、『患者数の推移に留意する必要がある』としながらも、小児の入院患者を85人と想定して、病床数を100床としていました。</p> <p>・その後、令和2年12月に公表した基本設計の概要では、総合病院の病床と一体で運用することを前提に68床としました。</p> <p>・さらに令和3年12月には、経営状況の悪化への対応、小児保健医療センターの環境変化への対応、病院統合の検討に併せた施設整備計画の見直しが必要であったことから、施設整備計画を見直すこととしました。</p> <p>・なお、見直しにあたっては統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図るため、総合病院との一体的な運営を実現できる建物とすることとしています。</p>
147	30	・当初の基本計画どおり地下1階、地上4階のままで存続してほしい。	
148	30	・当初の計画どおり、地下1階地上4階の小児保健医療センターを作ってほしい。	
149	30	・統合しないでください。基本計画案のままの存続をお願いします。	
150	30	・小児保健医療センターは統合しないで、子どもの医療をもっと充実させ、市町の医療機関と連携してもらいたい。基本計画案のままで進めてもらいたい。	
151	30	・総合病院との統合に反対する。小児保健医療センターをコストカットで無くさないで。利益が出なくても、家族に問題が出たとき、すぐ受入可能なレスパイト入院ができる体制も無くさないで。2018年度の計画案に基づいて実現されるように願う。	
152	30	・平成30年(2018年)の基本計画を見直す必要があったのか。基本計画では、建物の面でも、小児医療の将来を見据え、重症児が増加する実態も踏まえ、総合病院との連携が強化できるような配置計画もなされており、子どもと家族の側に立って今後の滋賀の小児医療のあり方を真摯に検討した到達点が示されていると受けとめた。その基本計画が、なぜ、第五次中期計画で見直されなければならなかったのか。	
153	30	・小児保健医療センターは、統合せずに基本計画案(地下一階、地上4階)のまま存続を。	
154	30	・小児保健医療センターは、統合せずに基本計画(地下一階、地上4階)のまま存続を。	
155	30	・小児保健医療センターは、統合せずに基本計画案(地下一階、地上4階)のまま存続を。	
156	30	・将来未来にほこる障害者医療、保健、施策を県が責任をもって実施することを求めます。基本計画案(地下1階地上4階)のままの存続を求めます。	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
157	30	・小児保健医療センターは統合せずにそのまま充実をして下さい。基本計画案(地下1階地基本計画案(地下1階地上4階)のままの存続を求めます。	<p>・基本計画(平成30年(2018年)3月)では、『患者数の推移に留意する必要がある』としながらも、小児の入院患者を85人と想定して、病床数を100床としていました。</p> <p>・その後、令和2年12月に公表した基本設計の概要では、総合病院の病床と一体で運用することを前提に68床としました。</p> <p>・さらに令和3年12月には、経営状況の悪化への対応、小児保健医療センターの環境変化への対応、病院統合の検討に併せた施設整備計画の見直しが必要であったことから、施設整備計画を見直すこととしました。</p> <p>・なお、見直しにあたっては統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図るため、総合病院との一体的な運営を実現できる建物とすることとしています。</p>
158	30	・小児保健医療センターは統合せずにそのまま充実をして下さい。基本計画案(地下1階地基本計画案(地下1階地上4階)のままの存続を求めます。	
159	30	・小児保健医療センターは統合せずにそのまま充実をして下さい。基本計画案(地下1階地基本計画案(地下1階地上4階)のままの存続を求めます。	
160	30	・小児保健医療センターは統合せずにそのまま充実をして下さい。基本計画案(地下1階地基本計画案(地下1階地上4階)のままの存続を求めます。	
161	30	小児保健医療センターの統合はしないでください。充実というなら統合せずに連携、充実を総合病院と図ってください。平成30年(2018年)3月の基本計画を実現してください。唯一の子どもの病院をなくさないでください。	
162	30	・県立総合病院に小児保健医療センターを統合すること、小児保健医療センターのベッドを削減する第五次滋賀県立病院中期計画(改定素案)に反対です。当事者家族が安心して納得が得られるまで、何度も議論を重ねるべきであると考えます。当初の地下1階、地上4階の建替え、ベッドを削減しないように進めるべき。	
163	30	・小児保健医療センターの再整備計画の見直しの根拠に、患者動向などの状況変化をあげているが、この4年間はコロナ感染症の影響で平常な診療ができていなかったのではないかと。施設の老朽化・狭隘化、感染症に対応しにくいという現小児保健医療センターの課題も、統合で解決されるとは考えられない。また、安易に急性期・慢性期のすみ分けをすること自体に問題があると考えます。小児保健医療センターは、存続させる平成30年度に掲げた建て替え案で進めるべきと考える。	<p>・小児病棟移転後は、現在の総合病院の病棟において、病室の広さは十分に確保する他、個室の数も増加すること等から感染症対応も十分に実施することができるようになります。また、小児新棟においても病室の広さや個室の広さを十分に確保する予定です。</p>

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
164	30	<p>・総合病院と小児保健医療センターの統合案に反対します。</p> <p>2018年(平成30年)3月の基本計画案の整備スケジュールによれば今年1月には新しい病院建物で開院予定であり、見直しのため課題が続いていることから見直すべきではなかったと考えます。</p> <p>小児保健医療センターの機能の多くを総合病院に入れてしまうことで充実するという事は到底考えられません。随所に「スペースの確保」が記されていますが、それがどのように解消できるというのでしょうか。</p> <p>1980年3月に滋賀県総合保健対策協議会によって出された報告書で、一般診療病院の一診療科であれば「発展は望めない」とした論に今一度耳をかたむけるべきです。専門により特化した病院であることが秀でた小児保健医療センターをつくってきたのではないのでしょうか。</p> <p>これまでの説明会での説明は、基本計画案で危惧した不十分さを解消するものには全くなっていません。同じく基本計画案の整理された課題を考えればベッド数の削減も理解できません。</p> <p>総合病院と小児保健医療センターの統合案に反対し、2018年の基本計画案を基に整備をすすめられることを求めます。</p>	<p>・小児病棟移転後は、現在の総合病院の病棟において、病室の広さは十分に確保する他、個室の数も増加すること等から感染症対応も十分に実施することができるようになります。また、小児新棟においても病室の広さや個室の広さを十分に確保する予定です。</p> <p>・小児患者に対する医療の充実を図るとともに、子どもから大人まで切れ目なく必要な医療を継続的に提供していくためには、小児保健医療センターと総合病院を統合し、医師や看護師等のスタッフ等の医療資源を有効に活用しながら、診療機能と診療体制の充実・強化を図る必要があります。</p> <p>・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院の中に小児専用の病棟や小児専門の外来を設置することにより継続するほか、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」を設けます。</p> <p>・また小児患者に対しては、統合後も引き続き小児医療等の専門スタッフが診療や看護等に当たるため、これまでの専門性は維持します。</p> <p>・統合の効果によって、診療できる疾患の拡大や障害児の成人後の対応強化、夜間・休日の体制強化、高度急性期医療に対応した施設や機器等の利用など、医療のさらなる充実・強化を図ってまいります。</p>
165	30	<p>・手術を大人と同じ手術室で行うとの説明を受けたが、精神的に幼い子どもたちは、不安感と恐怖感をより強く持って手術室に入ることになるので、少しでも和らげることのできる環境整備が必要になってくると思う。大人と共用する部屋において、子どもたちの精神面での不安感や恐怖感に対する配慮について、どのように考えているか。</p>	<p>・子どもと大人が共用する手術室等については、子どもの不安感を軽減できるような工夫を検討してまいります。</p>
166	30	<p>・入院している子どもたちの「学校までの動線」については、どう想定しているか。総合病院の9階から学校までの動線と距離、所要時間を教えてほしい。子どもたち専用(家族関係者を含んで)のエレベーターが必要と思うが、どう考えているか。</p>	<p>・養護学校の移転前および移転後の通学路については現在検討中であり、通学路の整備や、登下校時に病院内を移動する際、エレベーターの利用をはじめとする配慮や安全の確保等を検討してまいります。</p>
167	30	<p>・障害のある子どもが入院する際、教育が受けられないことは大きな大きな問題。県民の命、教育、幸せを手放すことなく我が事としてとらえて欲しい。</p>	<p>・病棟移転時には通学路の整備などの検討を行い、小児新棟の整備も守山養護学校と一体的に整備を行うことで、子どもが引き続き教育を受けられるように調整します。</p>
168	30	<p>・物理的にも心理的にも遠い距離に養護学校を設けないでほしい。</p>	<p>・小児新棟の整備にあたっては、児童発達支援センターや守山養護学校と一体的な整備を行う予定です。</p>

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
4 県の重要施策に関連する取組			
169	31	・防災対策の一案として「びわ湖FreeWi-Fi」を施設内で使用できるように出来ないか。合わせて院内での電子機器使用に関するルールの明示をしていただきたい。	患者さんやご家族の利用可能なWi-Fiについて検討したところ、現在のところは、医療用無線ネットワークとの電波干渉の懸念があること、また医療情報システムネットワークと共用した場合はレスポンスが低下する恐れが高いことから、導入にはいたっていません。 各病院の院内では、医療機器への干渉防止や安心・安全な療養環境のため、携帯電話・スマートフォンの使用可能エリアを設定し、院内掲示や入院案内にてお知らせしています。 また、精神医療センターでは治療上の理由や安全確保、個人情報保護の観点から、PC・スマートフォンの病室への持込みは禁止しております。
170	31	・病院は熱需要の多い施設でありコージェネレーションによるエネルギー使用の高効率化が見込める。研究開発を促進するうえでも導入効果の試算内容を公表して欲しい。	・今後新たに施設整備を行う際には、エネルギー効率を重視した建物となるよう検討します。
5 経営の健全化			
171	38	・当事者家族への説明においては、県の「災害拠点病院」の指定を目指すことや、財政難であることより黒字に転換する必要があるなど、触れなかったのはなぜですか。小児保健医療センターと統合することで黒字に転換することを提案しておきながら、経営改善がされないことを鑑み、現行の経営形態を見直すことを持ち出すのはおかしいのではないですか。再度独立行政法人化の提案がなされるのですか。統合するという大きな改革を実施しておいて、経営改善がなされなければ次の手をとら、甘い考えであると考えます。	・2月7日の説明会では、中期計画(改定素案)の概要版全体と本編から小児医療等の関係部分を抜粋した資料をお渡しし、内容が多岐にわたるため、特に患者・家族の関心が高い小児保健医療センターの機能や方向性に絞って説明をさせていただきました。 ・なお、経営形態のあり方については、令和4年度に行った経営形態見直しにおいて、現行の経営形態における取組の効果が現れない場合には令和8年度に改めて経営形態の見直しについて検討を行うこととした結論を明記したものです。
第5章 収支計画			
172	39	・平成30年(2018年)の基本計画では、地下1階地上4階、療育部と養護学校の整備費は含まない額で、約84億円となっているが、事業費はどう見積もっているのか。また、療育部と養護学校の計画はどうなっているのか。	・小児新棟の規模・内容は、現在検討中であることから、現時点では事業費は未定です。 ・児童発達支援センターと養護学校についても、一体的な整備ができるよう県関係部局と引き続き調整してまいります。
173	39	・基本計画では、整備計画の予算が約84億円と想定されていたが、第五次滋賀県立病院中期計画における「小児保健医療センター再整備事業の計画見直し」案では、予算としてどれだけが想定されているのか。どれぐらいの予算が軽減されると試算しているのか、その計算方法も含め、明らかにしてほしい。	
174	39	・基本計画では、整備計画の予算が約84億円と想定されていたが、第五次滋賀県立病院中期計画における「小児保健医療センター再整備事業の計画見直し」案では、どれだけの予算が想定されているのか。その計算方法も含め、明らかにしてほしい。	

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
第6章 中期計画の推進に向けて			
その他・全体について			
175	-	<p>・統合による環境の変化の皺寄せが入院・通院する子ども達に向かわないようにして欲しい。「統合」を急いで中途半端にならないよう、今の小児保健医療センターがもつ環境の良さを途切れさせない、病院・養護学校・療育施設ひとまとめで総合的に見た施設移転計画、そして県内唯一の小児保健医療センター機能を損なわない再構築を実現してほしい。</p>	<p>・病棟の移転や統合にあっては、入院患者の療養環境等に十分な対応を行います。</p> <p>・児童発達支援センターと養護学校についても、一体的な整備ができるよう、県関係部局と引き続き調整してまいります。</p>
176	-	<p>・これからの日本は、今よりも子供たちを一層大事にすることが必要であり、障害のある子どもたちへの医療や研究を充実することも大事。また、子ども向けのワクチンなど薬の開発を行う研究機関などとのタイアップも重要となる。</p> <p>・がん治療についても、薬の開発は必須。研究も進めて頂きたい。</p>	<p>・御意見として参考にします。</p>
177	-	<p>・子どもの生命と教育を守ることを念頭に計画をすすめてほしい。どの子どもも安心して過ごせる病院を。子どもと家族を大事にした病院に。</p>	
178	-	<p>・県民から集めた予算は無駄な事業などにまわさず、障害者の生活を守るなど本当に県民のための事業にこそ使ってほしい。</p>	
179	-	<p>・トイレの清掃など、ちょっとした気遣いで充実した経営ができるはず。</p>	
180	-	<p>・「説明会」の持ち方について、複数の方が挙手していたにもかかわらず、会場の都合で強制的に終了されてしまった。意見のある方はパブコメでという対応に、本気で県民の意見を聞こうとしているのか疑問を感じた。説明会の持ち方についても、全然改善されていないと批判的な意見も出ていた。説明会の目的は、県民が不明な点を質問し、それに対して回答を得て認識を深めること、また、意見を伝えた際には担当行政の意見を聞いて担当行政の考え方を理解することだと理解している。目的を達成するためには、時間的な制約をできるだけなくし、県民の意見を最大限聞きとることに注力することが求められる。十分に県民の声を聞き取ったとはいえ、さらなる聞き取りのための「時間的な保障」が必要だと思う。</p>	<p>・利用者をはじめ県民への情報提供の方法について、十分ご理解いただけるよう、今後も説明会を開催時期等に配慮しながら適宜開催するとともに、いただいたご意見等の施策への反映について検討しながら、病院統合や病棟の移転をはじめ、今後の病院運営に取り組んでまいります。</p>

番号	頁	御意見・情報の概要	御意見に対する病院事業庁の考え方
181	-	・なぜ統合するのか、なぜ、総合病院に移転するのか、いずれも障害児医療のあり方そのものに直結する重大問題なのに、県民に対する説明が、絶対的に不足していると感じる。引き続き県民の意見を聞きとる時間を保障してほしい。具体的な整備計画も、滋賀県のこれからの障害児医療をどうしていくかの羅針盤となる大問題である。拙速にことをすすめるのではなく、必要な情報を分かりやすく提示しながら、ていねいにすすめてほしい。当事者の願いを最大限尊重していけるすすめ方を。	・利用者をはじめ県民への情報提供の方法について、十分ご理解いただけるよう、今後も説明会を開催時期等に配慮しながら適宜開催するとともに、いただいたご意見等の施策への反映について検討しながら、病院統合や病棟の移転をはじめ、今後の病院運営に取り組んでまいります。
182	-	・小児保健医療センターによって障害児の命が救われているという切実な親の叫びをしっかりと聞きとめて。	
183	-	・反対の意見がマスコミや県民や団体などからの意見や願いが聞き入れられていないと思う。もっと小さな声、切実な声を聞き取るようにして下さい。	
184	-	・障害児医療を切り捨てる政策には反対。小児保健医療センターでしか担えない医療があるし、当事者も、病院が無くなって今まで通りのケアを受けられなくなったら困ると声をあげている。それらの声にしっかりと耳を傾けてほしい。	
185	-	・利用者の実情を知っているのか。未来を担う子どもたちを大切にすることが行政の仕事。	
186	-	・平成30年(2018年)3月の基本計画には、「協働」という言葉を用いて、小児保健医療センターと総合病院の関係性が記述されているが、経営協議会では、「統合」という言葉が用いられている。なぜ、「基本計画」と「経営協議会」で違う言葉を使用しているのか明らかにしてほしい。協働という言葉からは、合併(統合)は想像できない。	・平成30年(2018年)3月の基本計画では、小児保健医療センターの機能の面について、「協働」という言葉を使用し説明しました。 ・平成30年(2018年)12月14日の厚生・産業常任委員会において総合病院との統合を公表した後においては、すべて「統合」という表現に統一しています。
187	-	・令和2年からコロナ感染症により、通常とは違った状況の中で、経営状況を判断することはふさわしくない。平常時における医療体制のもとで、必要な評価や判断がなされるべきと考える。また「重症心身障害」等多くの分野は、政策医療の分野に該当し、公的責任において担うことが重要なので、小児医療への県予算支出は県民の合意が得られる税金の使い方だと考える。	・新型コロナウイルス感染症への対応前や、対応が終了した令和5年度の現状等も踏まえて、必要な評価や判断を行ってまいります。
188	-	・「統合」と「小児保健医療センターの廃止」はイコールなのか。	・病院統合により、「小児保健医療センター」という名称の病院は無くなりますが、これまで小児保健医療センターが提供していた機能は、総合病院に小児専用の病棟や小児専門の外来の設置に加えて、小児患者等への専門的医療や包括的医療・福祉サービスを提供する組織として「(仮称)こどもケアセンター」等を設けることにより継続・確保してまいります。
189	-	・在宅医療の整備を尚一層図られるべきと考えます。	・御意見として参考にします。